

第9条 監事は各々理事会に出席し意見を述べることができる。但し、議決には加わらない。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第11条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決により実施する。

2. この規程の変更は、平成6年3月30日第5回理事会の議決により平成6年4月1日より実施する。
3. この規程の変更は、平成8年3月25日第6回理事会の議決により平成8年4月1日より実施する。
4. この規程の変更は、平成12年4月3日第1回理事会の議決により実施する。
5. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により、平成14年4月1日より実施する。

◎ 顕 彰 規 程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第7条第9号の規定するところにより定める。

(組合員の顕彰)

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）は組合員が次の各号の1に該当するとき、理事会の議を経て理事長がこれを顕彰することができる。

- 1) 組合員の模範とするにたる行為のあった者
- 2) 美容業について有益な改良考案又は発明などをした者
- 3) 美容業について有益となる重大な献策報告等をした者
- 4) 永年美容所開設者であって業界に功労があり、かつ他の組合員の模範となる者
- 5) その他、理事会において顕彰するにたると認められた者

(組合員の使用従業員の表彰)

第3条 組合は組合員の使用する従業員が次の各号の1に該当するときは、当該組合員の推

薦により、理事会の議を経て、理事長がこれを表彰することができる。

- 1) 永年（5年、10年、15年、20年以上）勤続者（家族従業員含む）であって他の従業員の模範とすべき者
- 2) 美容業について有益な改良考案または発明などをした者
- 3) その他理事会において表彰するにたると認められた者

(表彰の申請)

第4条 第2条、第3条の規定により顕彰又は表彰される者の内、特に理事会において必要と認められた者は、厚生労働大臣、全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長、三重県知事に表彰方を申請することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第6条 この規程の実施は昭和45年5月20日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は昭和50年5月7日第1回理事会の議決により、昭和50年6月1日よりこれを実施する。
3. この規程の変更は平成12年1月17日第4回理事会の議決により実施する。
4. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により実施する。
5. この規程の変更は平成16年度、第2回理事会の議決により実施する。

◎ 旅 費 支 給 規 程

(規程の準拠)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業組合定款（以下定款という）第74条に規定するところにより定める。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合（以下組合という）の役員が、理事長の命により、組合の業務のため出張するときは、本規程により旅費等を支給する。

(旅費の計算)

第3条 役員の旅費計算は以下のとおりとする。

1. 県内においては、出発地から目的地までの最寄りの鉄道駅間の最短順路による普